

2021年1月20日

原子力規制庁
安全規制管理官(核燃料施設等監視担当) 殿

株式会社日立製作所
王禅寺センタ長
蒲生秀穂

新型コロナウイルス感染症防止を踏まえた保安活動の弾力的運用について

1 目的

政府の緊急事態宣言(令和3年1月7日発出)に基づき、新型コロナウイルス感染症防止を踏まえた保安活動の弾力的運用(新型コロナウイルス感染症対策に伴う原子力事業者の保安活動弾力化に係る運用の進め方(原規規発第2004243号))について、下記の通りの運用といたくご相談いたします。

2 前提

王禅寺センタにおいては緊急事態宣言下であっても現場対応に必要な人員は出勤し、分散勤務等の感染症対策を行いつつ保安規定に基づく保安活動を実施しているとともに、廃止措置計画に基づく第4、第5倉庫の建設を行っております。

一方、今後事態がさらに進展し、王禅寺センタ内で感染者が発生した場合、全勤務者の出勤停止、建設工事の一時停止、所轄保健所の指導に基づく事業所の消毒による閉鎖等といった対策が予想され、保安規定に定める保安活動が実施できなくなるおそれがあります。

なお、王禅寺センタは廃止措置中の施設であり、原子炉の運転はなく、また、倉庫建設は非管理区域のみでの作業のため管理区域内作業は行っておらず、通常時において線量変動の要因はありません。

3 運用案

上記のことから、王禅寺センタ内での感染リスク低減のための弾力的運用を以下の通りとします。

3.1 弾力的運用を行う保安活動の内容

保安活動の内容	巡視	測定
保安規定に定める頻度	週1回	週1回
弾力的運用の頻度	センタ長の定める頻度※ ¹	センタ長の定める頻度※ ²

※1：月1回を目安とするも、感染対策の状況により決定する。

ただし、非常時（地震、火災、大雨、暴風等）は臨時に巡視を実施する。

※2：月1回を目安とするも、感染対策の状況により決定する。

ただし、非常時（地震、火災等）は臨時に測定を実施する。

3.2 弾力的運用の期間

開始日：原子力規制庁が認めた日

終了日：緊急事態解除宣言日

なお、実際に巡視・測定の頻度を変更する場合には所管の規制事務所へ連絡するとともに、上記以外の弾力的運用が必要となる場合には別途申し入れ致します。

以上